

7 月給制契約社員に対する臨時手当

(1) 支給対象者は基準日に雇用されている月給制契約社員とする。ただし、基準日において次のアからウまでのいずれかに該当する者である場合を除く。

ア 休職中の者

イ 停職（1か月未満の停職を除く。）中の者

ウ 育児休業中の月給制契約社員のうち、対象期間において勤務した期間がない者

(2) 支給額は、次のとおりとする。ただし、(3)に該当する者については、次にかかわらず支給額の調整を行う。

$$\text{基本賃金額} \times 0.3 \times 1.5$$

(注1) 基本賃金額は、基準日において受けるべき基本月額、調整額及び地域手当の合計額をいう。

(注2) 平成20年度夏期手当は経過措置により「1.5」となる。

(3) 対象期間内において、次のア及びイに掲げる事由に該当する場合は、(2)により算出された額からそれぞれに定めるところにより求められる額（次のア及びイの2以上に該当する場合はその合計額。以下(3)において「支給額調整額」という。）を減じる。ただし、支給額調整額は、基本賃金額に100分の50を乗じて得た額（以下(3)において「調整基礎額」という）を上限とする。

ア 欠勤

欠勤1日につき、調整基礎額に100分の1を乗じて得た額

イ 懲戒処分

(ア) 停職（1か月未満の停職を除く。）

処分1件につき、調整基礎額に100分の10を乗じて得た額

(イ) 停職（1か月未満の停職に限る。）

処分1件につき、調整基礎額に100分の7を乗じて得た額

(ウ) 減給

処分1件につき、調整基礎額に100分の6を乗じて得た額

(エ) 戒告

処分1件につき、調整基礎額に100分の5を乗じて得た額

(4) 本年度の夏期の臨時手当について、前記(2)の支給額に次に定める額を加算する。

9,000円

8 時給制契約社員及びパートタイマーに対する臨時手当

(1) 支給対象者は、基準日に雇用されている時給制契約社員及びパートタイマー（以下「時給制契約社員等」という。）のうち、対象期間における実際勤務日数が60日以上ある者とする。ただし、基準日において次のアからウまでのいずれかに該当する者である場合を除く。

ア 休職中の者

イ 停職（1か月未満の停職を除く。）中の者

ウ 育児休業中の時給制契約社員等のうち、対象期間において勤務した期間がない者。

(2) 支給額は、次のとおりとする。ただし、(4) に該当する者については、次にかかわらず支給額の調整を行う。

$$A \div 6 \times 0.3 \times B$$

(注) 上記算式の記号は、次に掲げるものをいう。

A：対象期間において支給した賃金の総額のうち、基本賃金の合計額

B：次表に掲げる対象期間における実際勤務日数の区分に応じ、それぞれに掲げる割合

対象期間における実際勤務日数	割合
80日未満	1.0
80日以上	1.1
100日以上	1.2
120日以上	1.3

(3) 対象期間における実際勤務日数が120日以上の時給制契約社員等のうち、対象期間の全期間において1日の正規の勤務時間数が8時間である時給制契約社員等については、(2)にかかわらず、(2)の算式を次のとおり読み替える。

$$A \div 6 \times 0.3 \times 1.5$$

(注) 平成20年度夏期手当は経過措置により「1.5」となる。

(4) 対象期間内において、次のア及びイに掲げる事由に該当する場合は、(2)又は(3)により算出された額からそれぞれに定めるところにより求められる額(次のア及びイの2以上に該当する場合はその合計額。以下(4)において「支給額調整額」という。)を減じる。ただし、支給額調整額は、基本賃金額に100分の50を乗じて得た額(以下(4)において「調整基礎額」という。)を上限とする。

ア 欠勤

欠勤1日につき、調整基礎額に100分の1を乗じて得た額

イ 懲戒処分

(ア) 停職（1か月未満の停職を除く。）

処分1件につき、調整基礎額に100分の10を乗じて得た額

(イ) 停職（1か月未満の停職に限る。）

処分1件につき、調整基礎額に100分の7を乗じて得た額

(ウ) 減給

処分1件につき、調整基礎額に100分の6を乗じて得た額

(エ) 戒告

処分1件につき、調整基礎額に100分の5を乗じて得た額

(5) 本年度の夏期の臨時手当について、基準日現在においてスキルレベルがAランク又はBランクの者に対し、前記(2)又は(3)の支給額にスキルレベルに応じ、次のア又はイに定める額を加算する。

ア スキルレベルがAランクの者

対象期間における正規の勤務時間数の総数を6で除した時間数(以下(5)において「平均勤務時間数」という。)に応じ、次に定める額

(ア) 平均勤務時間数が84時間を超える者 6,000円

(イ) 平均勤務時間数が84時間以下の者 3,000円

イ スキルレベルがBランクの者

平均勤務時間に応じ、次に定める額

(ア) 平均勤務時間数が84時間を超える者 3,000円

(イ) 平均勤務時間数が84時間以下の者 1,500円